平成２６年（フ）第３２２号
岩手県北上市鬼柳町荒高139番地　サンシャインＡ－205号
債務者　佐々木美樹
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２３１号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1381番地１、前住所茨城県牛久市下根町1058番地15
債務者　近藤　大輔
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
群馬県館林市成島町942番地の16
債務者　野村　一彦
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第７８５号
千葉県船橋市高根台７丁目４番６号
債務者　榊井　由美（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８８０号
千葉県市原市大坪602－２、住民票上の住所東京都江戸川区瑞江１丁目46番５号　ドミール長谷川203
債務者　大平　真人
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１３号
千葉市緑区あすみが丘８丁目20番地20　サニーハイツ土気201号
債務者　永田　正美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９２４号
千葉市緑区あすみが丘４丁目39番地　ガーデンコート丘の街十番館1103号
債務者　齊藤　久懿
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９２８号
千葉県習志野市津田沼６丁目７番20―712号
債務者　櫻井　祐介
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９４３号
千葉市花見川区花見川７番21棟204号
債務者　滝口　慎子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５６号
千葉県市原市姉崎894番地　第三辰巳ハイム106
債務者　小川　文夫
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８４号
新潟県上越市御殿山町７番11号
債務者　新山　仁美
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５２６０号
大阪市此花区高見１丁目３番37―1203号
債務者　内田　秀彦
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２６１号
大阪市此花区高見１丁目３番37―1203号
債務者　内田　美華（旧姓重井）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２６７号
大阪府東大阪市森河内東２丁目13番14号
債務者　本田　知子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３５５号
大阪府箕面市粟生間谷東７丁目９番26号
債務者　藤井　麗子（旧姓芹川）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３６３号
大阪府大東市平野屋１丁目１番35号　ＳＴマンション113号
債務者　長野　庄吾
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５００号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―903号寺久保方
債務者　長谷川昌裕
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５０１号
大阪府東大阪市御厨西ノ町２丁目３番14号メゾンド・ボヌール302号
債務者　長谷川　豪
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部